

# 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律等に基づく税関長権限の委任に係る 税関官署の管轄及び税関長権限を税関官署の長に委任することについての公告

令和8年7月1日

長崎税関長 渡邊 智義

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号。以下「輸徴令」という。）第30条第1項の規定により委任される同項第2号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄については管轄区域によるものとし、同条第2項の規定により税関官署の長に権限を委任することとしたため、同条第5項の規定に基づき、下記のとおり公告する

なお、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律等に基づく税関長権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長権限を税関官署の長に委任することについての公告（令和4年揭示第76号）は廃止する。

## 記

### 1 管轄

| 官 署 名               | 管 轄 区 域                                                                                     |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三池税関支署<br>久留米出張所    | 福岡県のうち<br>久留米市、八女市、筑後市、小郡市、うきは市、三井郡、三潞郡、八女郡<br>佐賀県のうち<br>佐賀市（佐賀空港を除く。）、鳥栖市、小城市、神埼市、神埼郡、三養基郡 |
| 三池税関支署<br>佐賀空港出張所   | 佐賀県のうち<br>佐賀市のうち 佐賀空港                                                                       |
| 長崎税関<br>長崎空港出張所     | 長崎県のうち<br>大村市                                                                               |
| 八代税関支署<br>熊本出張所     | 熊本県のうち<br>熊本市 菊池市 阿蘇市 合志市、菊池郡（熊本空港を除く。） 阿蘇郡 上益城郡（熊本空港を除く。）                                  |
| 八代税関支署<br>水俣出張所     | 熊本県のうち<br>水俣市 葦北郡<br>鹿児島県のうち<br>出水市 出水郡                                                     |
| 八代税関支署<br>三角出張所     | 熊本県のうち<br>宇土市 上天草市 宇城市 天草市 天草郡                                                              |
| 八代税関支署<br>熊本空港出張所   | 熊本県のうち<br>菊池郡及び上益城郡のうち 熊本空港                                                                 |
| 鹿児島税関支署<br>枕崎出張所    | 鹿児島県のうち<br>枕崎市、指宿市、南九州市                                                                     |
| 鹿児島税関支署<br>川内出張所    | 鹿児島県のうち<br>阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市                                                               |
| 鹿児島税関支署<br>鹿児島空港出張所 | 鹿児島県のうち<br>霧島市のうち 鹿児島空港                                                                     |
| 鹿児島税関支署<br>志布志出張所   | 鹿児島県のうち<br>志布志市、曾於郡<br>肝属郡のうち 東串良町 肝付町                                                      |

- 2 輸徴令第30条第2項の規定に基づき、税関出張所及び税関支署出張所に対し委任する権限  
輸徴令第30条第1項第1号に掲げる権限